

婚姻前の氏に変更を希望される方へ

仙台家庭裁判所

離婚に伴い婚姻中の氏を称することを選択された方で、後日婚姻前の氏に変更を希望される方は、「氏の変更の申立て」を家庭裁判所に行く必要があります。

申立てにあたっては、以下の事項を留意してください。

1 必要書類

申立書（2枚組）

申立書附票（3枚組）

戸籍（除籍）謄本 ①申立人の現在の戸籍謄本

②申立人の婚姻中の戸籍（又は除籍）謄本

③申立人の婚姻前の戸籍（又は除籍）謄本

※ ①から③（戻りたい氏の戸籍）まで、連続した戸籍謄本が必要になります。この間に改製原戸籍謄本が含まれる場合もあります。

現在戸籍に15歳以上の者がいる場合は、その者の同意書

収入印紙 800円分

郵便切手 別紙のとおり

2 申立ての方法

書類等を提出する裁判所は、申立人の住所地を管轄する裁判所です。

申立ては、持参又は郵送が可能です。

以上

【問合せ先・郵送先】

〒980-8637

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台家庭裁判所受付センター

☎022-745-6230

氏の変更許可審判事件

申立書附票

令和 年 月 日

申立人 _____ 印

質問事項の該当箇所にチェックしてください。具体的に記入する欄には記入をお願いします。

- 1 今回の申立ては旧姓である「_____」という氏に変更を求めることで間違いないですか。
 はい。
 いいえ。→（求めているのは「_____」という氏への変更です。）
- 2 （お子さんがいる方のみ記入してください。）
お子さんに、今回の氏の変更について説明していますか。
 はい。
 いいえ。（理由： _____）
- 3 婚姻時の氏「_____」名義でした借金、立替金、連帯保証などの負債がありますか。
 現在、何も負債はない。
 次のとおり負債がある。→別紙に記入してください。
（負債がある方のみ記入してください。）
上記負債については、今後も支払い続ける予定ですか。
 はい。今後も支払いを続けます。
 いいえ。（具体的に： _____）
- 4 婚姻時の氏「_____」名義で、過去に破産手続開始決定（または破産宣告）あるいは個人再生手続開始決定を受けたり、裁判所の事件の当事者になったことはありませんか。
 ない。
 ある。→種類は
【破産 個人再生 民事訴訟 その他（ _____ ）】
- 5 警察機関から取り調べを受けたことはありますか。
 そのようなことはありません。

現在「」の件で取り調べを受けています。

過去に「」の件で取り調べを受けたことがあります。

6 今回の申立てが認められると、今後、改めて家庭裁判所の手続きを経て氏を変更することは原則的にできなくなりますがよろしいですか。

承知しています。

7 離婚の際に、婚姻時の氏を選択したのはどうしてですか。

申立書記載のとおり

子供の教育の関係で婚氏を継続して名乗る必要があったため。

仕事の都合で婚氏を継続して名乗る必要があったため。

その他（具体的事情は以下のとおり）

8 あなた自身は、今回、氏の変更をするにあたっての最大の理由は何ですか。

申立書記載のとおり

その他（具体的事情は以下のとおり）

9 その他、裁判所に伝えておきたいことなどがあれば自由に記載してください。
